

京情個審答申第7号
令和3年12月16日

京都府公立大学法人
理事長 金田 章裕 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会長 山本 克己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について
(答申)

令和3年3月16日付け3京法第18号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案において処分庁が行った部分公開決定について、処分庁が非公開と判断した部分のうち、別表2に記載の非公開部分については公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年3月24日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府公立大学法人理事長（この答申において「処分庁」又は「諮問庁」という。）に対し、「京都府立大学が平成31年度（令和元年度）に民間企業と締結した共同研究契約書原本の全て（ただし契約書のひな形から変更のないものを除く。）」を内容とする公文書の公開請求を行った。
- 2 令和2年4月3日、処分庁は、上記請求に対して、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上で、別表1に記載の文書を特定し、同年5月22日、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 令和2年8月6日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として諮問庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和3年3月17日、諮問庁は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件処分の対象である公文書のうち別表2に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）中の非公開とした部分（公開請求の対象外である法人名称、共同研究題目、共同研究者及び合意裁判管轄地（以下「法人名称等」という。）に係る部分を除く。以下「非公開部分」という。）の全部公開を求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件審査請求において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

1 非公開部分の条例第6条第3号該当性について

(1) 法人名称等を非公開とすれば、法人は特定されず、ひな形からの変更内容を公開しても競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

本件処分は、非公開部分を公開した場合に、いかなる支障があるのか具体的な事実の指摘もないまま、安易かつ抽象的な理由で非公開決定を行ったものであり、条例に違反している。

(2) 契約書ひな形からの変更は、ひな形の条文題目に示される内容であることは明らかであって、契約当事者企業の契約ノウハウなどがそこに示されることになるとは考えられない。また、仮にそのような契約ノウハウがあったとして、当該当事者企業は特定され得ないのであるから、むしろ公開しないことにより、その他の契約に不慣れな企業等一般が処分庁と将来契約を締結する際に被る一方的不利益の程度の方がはるかに大きく、それこそ不公平といわざるを得ない。

また、共同研究契約は、研究対象が重複しないよう複数締結するものであるから、現在の契約当事者企業と将来の契約当事者企業との間に競争が生じるはずもなく、「法人等の競争上の地位が害されるおそれ」などありようもないことは明白である。

2 非公開部分の条例第6条第5号該当性について

(1) 本件処分は、非公開部分を公開した場合に、いかなる支障があるのか具体的な事実の指摘もないまま、安易かつ抽象的な理由で非公開決定を行ったものであり、条例に違反している。

(2) 共同研究契約の締結事務は反復される性質の事務であるものの、非公開部分は、一般に公開された処分庁の契約ひな形を原型とするものであって、若干の修正が加えられたとして、依然ひな形の条文題目のとおり、知財の帰属、出願手順と費用の分担、将来の実施又は譲渡手順等を定める内容に過ぎず、その実施又は譲渡に係る具体的な料率や価額は一切記載されていないはずである。また、そもそも共同研究に係る契約金額は開示対象ではない。そうすると、非公開部分を公開したとしても「公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれる」などの実質的な支障はなく、府等が一方的に不利になるおそれはなく、法的保護に値する蓋然性があるものとはいえない。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明によると、処分庁が本件審査請求において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

- (1) 京都府公立大学法人は、京都府立大学（以下「府立大学」という。）において民間企業等の研究者と共同研究を行う際の契約は、京都府立大学共同研究取扱規程（平成21年京都府立大学規程第3号。以下「規程」という。）第7条第2項の規定により、原則として規程で定める共同研究契約書によることとしている。
- (2) 京都府公立大学法人では、(1)の共同研究契約書に、更に必要な事項を加えた共同研究契約書ひな形（以下「ひな形」という。）を策定、公開し、ひな形を出発点として企業と交渉を行い、双方の妥協点へ向けて文言を変更した上で、契約を締結している。
- (3) 本件公文書は、企業との交渉等の結果、ひな形とは異なる内容で締結することとなった契約書である。

2 非公開部分を非公開とする理由について

(1) 非公開部分の条例第6条第3号該当性について

ひな形からの変更は、企業の契約戦略・ノウハウと交渉努力を反映した結果であるが、変更内容を開示すると、他の企業でも安易に模倣が可能である。

このことは、先行して交渉・契約した企業にとって不公平であり、法人名称等の開示いかに関わらず、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 非公開部分の条例第6条第5号該当性について

ひな形の第16条は府立大学単独でなした発明、また第17条は府立大学が企業と共同でなした発明の出願費用の負担に係る定めである。

ひな形では、企業等に有償譲渡する場合、企業等が独占的又は非独占的に実施することを表明する場合及び独占的実施等の判断を検討する期間を設定する場合は、企業が出願費用を全額負担することになっている。

これは、府立大学自らは知的財産を商品化・販売する手立てがなく、出願費用の回収手段がないためである。

当該条文の変更は府立大学の利益に直接関わるものであるため、企業の条文変更の要望に対しては、府立大学の貢献度が著しく低く府立大学単独で知的財産をなす可能性がない、あるいは単なるデータの採集等で研究自体に知的財産をなす可能性がない等、府立大学が損失を被らないことが明らかでない場合に限り応じている。

また、相手方が公益法人である場合は、公益性が担保されているため、契約に詳細を定めずとも、府立大学の利益の侵害はないと判断し、相手方の規程・要綱等で定めるひな形での契約に応じている。

企業との条文変更交渉は数ヶ月以上を要し、メール・電話等のやりとりの回数も著しく増える場合が多く、全企業に同様の要求をされると、契約締結・研究着手が大幅に遅れ、研究の執行に支障が生じる。

契約書の変更内容が公開されると、今後契約する企業は研究に対する貢献度の如何に関わらず、ひな形に比して府立大学にとって不利な条件での

契約を求めることが想定され、府立大学の財産上の利益又は当事者としての地位が不当に害されるおそれがある。

したがって、条例第6条第5号に該当する（府立大学は「国又は地方公共団体」ではないので、部分公開決定で、同条第5号イ該当としていたが、同号柱書き部分該当と改める。）。

(3) 追加公開部分等について

本件審査請求に係る審理手続において本件処分を見直したところ、ひな型の第16条（甲単独所有の知的財産権の取扱い及び出願等費用）及び第17条（甲乙共有の知的財産権の取扱い及び出願等費用）に相当する条文で、ひな形から変更のない部分については、公開が適当と判断した。

また、ひな形の第2条（共同研究の題目等）及び第28条（裁判管轄）に相当する契約書の条文については、審査請求人が公開を求めておらず公開請求の対象外となるため、請求対象に含めて非公開とする必要はなかった。

第6 審議会の判断理由

1 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件審査請求において、処分庁が行った条例第6条第3号及び第5号を理由とした本件処分が妥当ではないとし、非公開部分の全部公開を求めているため、非公開部分について、以下検討し、判断することとする。

(1) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重され、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

非公開部分に記載されている情報は、知的財産権の取扱い及び出願等費用の負担に係るものであるところ、処分庁は、ひな形からの変更内容を公にすると、当該法人の契約戦略・ノウハウ等が他の企業に模倣される可能性があり、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあると主張している。

しかし、「害するおそれがある」（同号）とは、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じる可能性があるというだけでは足りず、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が侵害される蓋然性が高いことをいうところ、仮に、非公開部分に記載されている情報が法人等の契約戦略・ノウハウに該当するとしても、法人名称等が公にされないのであれば、そういった契約を行った法人があるということが分かるのみであり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、これらの情報が同号に該当するとして非公開とした処分庁の主張は、理由がない。

(2) 非公開部分の条例第6条第5号該当性について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

処分庁は、知的財産権の取扱い及び出願費用等に関して、ひな形からの変更内容を公にすれば、他の案件において、契約締結に多大な時間や労力を要することになり、同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

しかし、一般に公開されている文書である規程第17条第2項によると、府立大学は、協議の上、知的財産権に係る出願等の費用の全部又は一部を外部機関等に負担させることができると規定されており、費用の一部を負担することやそれに伴う交渉が生じることは当該規定上、当然の前提とされているものといえる。その上、本件では、法人名称等も公開されないことを考慮すれば、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、これらの情報が条例第6条第5号に該当するとして非公開とした処分庁の主張は、理由がない。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

なお、本件において処分庁は、本件処分を3度に渡り公開範囲を小出しに広げてきたところ、このような対応は、京都府の情報公開制度に対する信頼を損ないかねないものであり、今後は当初の決定時点からより慎重な姿勢で検討を行うべきであることを審議会の意見として申し添える。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 3月17日	諮問書の受理
令和3年 4月23日	第1回審議会
令和3年11月12日	第2回審議会
令和3年12月16日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己
委員 野 崎 治 子
委員 原 田 大 樹
委員 宮 本 恵 伸
委員 山 舗 恵 子

別表 1

番号	公文書名
1	共同研究契約書（令和2年1月16日付け）
2	共同研究契約書（平成31年4月15日付け）
3	共同研究契約書（2019年4月1日付け）
4	共同研究契約書（2019年4月12日付け）
5	共同研究契約書（令和元年6月1日付け）
6	共同研究契約書（令和元年5月1日付け）
7	共同研究契約書（令和元年6月7日付け）
8	共同研究契約書（令和元年5月1日付け）
9	共同研究契約書（2019年2月5日付け）
10	共同研究契約書（令和元年5月1日付け）
11	共同研究契約書（令和元年6月25日付け）
12	共同研究契約書（令和元年6月17日付け）
13	共同研究契約書（令和元年6月1日付け）
14	共同研究契約書（令和元年6月10日付け）
15	共同研究契約書（令和元年7月22日付け）
16	共同研究契約書（令和元年6月3日付け）
17	共同研究契約書（2019年8月1日付け）

18	共同研究契約書 (令和元年 7 月 1 日付け)
19	共同研究契約書 (令和元年 9 月 2 日付け)
20	共同研究契約書 (令和元年11月19日付け)
21	共同研究契約書 (令和元年 7 月 1 日付け)
22	共同研究契約書 (2019年 7 月 4 日付け)
23	共同研究契約書 (2019年11月 1 日付け)
24	共同研究契約書 (2019年12月27日付け)

別表 2

番号	公文書名	非公開部分	請求対象外部分
1	共同研究契約書（令和2年1月16日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条
2	共同研究契約書（平成31年4月15日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条
3	共同研究契約書（2019年4月1日付け）	第16条、第17条並びに第24条第3項第1号、第2号及び第3号	第2条及び第29条
4	共同研究契約書（2019年4月12日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第29条
5	共同研究契約書（令和元年6月1日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条
6	共同研究契約書（令和元年5月1日付け）	第16条、第17条及び第22条	第2条及び第32条
7	共同研究契約書（令和元年6月7日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条
8	共同研究契約書（令和元年5月1日付け）	第11条及び第12条	第2条及び第24条
9	共同研究契約書（2019年2月5日付け）	第16条、第17条及び第31条	第2条及び第30条
10	共同研究契約書（令和元年5月1日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第29条
11	共同研究契約書（令和元年6月25日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条
12	共同研究契約書（令和元年6月17日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条

13	共同研究契約書（令和元年6月1日付け）	第14条第3項及び第4項並びに第16条、第17条及び第19条	第2条及び第28条
14	共同研究契約書（令和元年6月10日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条
15	共同研究契約書（令和元年7月22日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条
16	共同研究契約書（令和元年6月3日付け）	第16条、第17条及び第19条第2項	第2条及び第28条
17	共同研究契約書（2019年8月1日付け）	第8条第5項	第1条及び第14条
18	共同研究契約書（令和元年7月1日付け）	第16条、第17条並びに第19条第2項及び第3項	第2条及び第28条
19	共同研究契約書（令和元年9月2日付け）	第14条第3項、第16条、第17条及び第21条	第2条及び第28条
20	共同研究契約書（令和元年11月19日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条
21	共同研究契約書（令和元年7月1日付け）	第14条第2項、第3項及び第4項並びに第16条及び第18条第4項	第2条及び第27条
22	共同研究契約書（2019年7月4日付け）	前文、第1条、第4条から第14条まで、第15条第2項、第16条から第19条まで及び第23条	第25条
23	共同研究契約書（2019年11月1日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条
24	共同研究契約書（2019年12月27日付け）	第16条及び第17条	第2条及び第28条